

特集

2

自転車事故を取り巻く法律と保険制度

岸 郁子 Kishi Ikuko 弁護士

第二東京弁護士会所属。専門は交通事故などの損害賠償、保険金請求などのほか、スポーツ団体のガバナンス、不祥事における第三者委員会、一般民事、家事事件等も扱う。(公財)日弁連交通事故相談センター委員なども務め、自転車事故に関する論文、講演も多い。

自転車事故が生じると、被害者だけではなく、加害者まで困難な立場に立たせられることが少なくありません。

最近では新聞でも大きく取り上げられていますが、自転車事故によって他人に重傷を負わせたり死亡させてしまった場合、加害者に数千万円、あるいは億を超える損害賠償責任が生じる可能性があります。ところが、自転車事故には、自動車のような自賠責保険(強制保険)の制度等がないため、被害者も加害者も生じた損害に対処しきれなくなるのです。

自転車事故を防ぐためには、自転車を運転する際に交通法規を守ること、自転車事故を起こしてしまった場合にどのような責任を負うのかを理解し、より注意して運転することが不可欠です。そして、万が一、自転車事故を起こした場合のための保険に加入することも必要と思われれます。

自転車と交通法規

(1) 自転車の交通に関する法規制

① 車両としての規制

自転車は、道路交通法(以下、道交法または法)上は、自動車と同じ「車両」とされており(法2条1項8号)、基本的には自動車と同様の規制を受けます。

例えば、車道通行の原則(法17条1項)、交差点での徐行義務(法36条、42条)・一時停止

義務(法43条)、道路上での左側部分通行(法17条4項)、急ブレーキ(法24条)や急な進路変更(法26条の2)の禁止などです。

酒気帯びや過労運転の禁止(法65条、66条)、安全運転義務(法70条)などの規制もあります。

夜間の灯火義務(法52条)、乗車人数や積載の制限(法55条)についても適用がありますが、具体的な規制は、都道府県の規則等で定められます。

② 軽車両としての規制

自転車は軽車両として、道路の左側端通行義務(法18条)、交差点での二段階右折義務(法34条3項)を負います。

また、自動車と異なり、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側の路側帯を通行することができます(ただし、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で。法17条の2)。

③ 普通自転車の特例(法63条の3以下)

以上にかかわらず、道交法は、例外的に、普通自転車についての特例を定めており、例えば、歩道通行の特例(法63条の4)や、自転車横断帯の進行義務(法63条の7第1項)などがあります。

普通自転車が歩道を通行できるのは、道路標識等により自転車が通行可能とされている歩道のほか、児童・幼児、70歳以上の者、身体障がい者等の場合、その他車道通行が危険と思われるような例外的な場合です。

歩道を通行できる場合にも、普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

④ 運転者の遵守事項

その他、道交法は「^{じゆんしゆ}運転者の遵守事項」(法71条)として、高齢者、児童・幼児、身体障がい者の保護等を定めており、自転車もこれに従う義務を負いますが、それ以外にも都道府県ごとの規則等で遵守事項が詳細に定められています。

多くの都道府県の規則では、傘差し運転や携帯電話の使用、イヤホンなどで音楽を聞きながらの運転等が禁止されています。

(2) 最近の法改正

2007年6月の道交法改正(2008年6月1日施行)により、自転車の車道通行原則を徹底すべく、例外的に歩道通行できる場合が明確化されましたが、その後も、自転車の交通をめぐる法規制は次々に改正等がなされています。

まず、2008年4月には、「交通の方法に関する教則」が改正されました。

2011年10月には、警察庁通達により自転車に対する指導取り締まりが強化されることとなりました。

そして、2013年6月、再度、道交法が改正され(2013年12月1日施行)、自転車が通行できる路側帯が「左側」に限定されたほか、警察官が自転車のブレーキに関し検査を行い、運転を中止させる措置をとることができる制度、さらには交通違反常習者の講習制度が設けられました。

自転車運転者講習制度は、2015年6月1日から適用が開始されており、信号無視等の危険な行為(14類型)で、3年以内に違反切符による取り締まりまたは交通事故が2回以上繰り返してあった場合には、都道府県の公安委員会の受講命令に従い、講習(3時間。受講手数料は自己負担)を受講しなければならないというものです。この命令に従わなかった場合には50,000円

以下の罰金刑が科される場合があります。

自転車事故と民事損害賠償責任

(1) 損害賠償責任を負う者

自転車事故について自転車運転者に過失がある場合には、運転者は、被害者に対し、損害賠償責任を負います(民法709条)。

運転者が未成年者であっても、責任能力があるとされれば同様です。自動車事故では、自動車損害賠償保障法(自賠法)により、運転者ではない自動車の所有者等も責任を負いますが、自転車事故にはこのような法律がありません。

(2) 運転者以外の者が賠償責任を負う場合

とはいえ、例外的に自転車事故においても運転者以外の者が責任を負う場合があります。

① 親権者の責任

まず、未成年者が自転車で事故を起こした場合に親権者が損害賠償責任を負う場合があります。

親権者の責任の成否の要件は、未成年者の責任能力(民法712条)の有無によって異なります(小学生以下であれば責任能力が否定される場合が多いようですが、その判断は事案によって異なります)。

未成年者に責任能力がない場合は、親権者が未成年者に代わり損害賠償責任を負います(民法714条)。

そして民法には、親権者等が監督義務を怠らなかつたことを証明すれば免責されるという規定がありますが、自転車は人にけがをさせるおそれのある危険な乗り物であり、未成年者に自転車運転について過失がある以上は、親権者が免責されることはまずないのが実態です。

他方で、未成年者が責任能力を有する場合には、未成年者自身が損害賠償責任を負い、親権者の責任は発生しません。

ただし、親権者が監督義務を怠つたこと、監督義務を尽くしていれば事故が防げたことを被

害者の側が具体的に主張し、これを証明立証すれば、加害者の親権者の責任が生じます。裁判例では、責任能力がある未成年者の年齢が比較的低位年齢(14歳程度かそれより下)で、その運転が危険なものであった場合(無灯火で高速運転をしていたり、友人と遊びながらの運転等)に、親権者の責任を認めたものがありますが、責任が否定された例も少なくありません。

② 使用者責任(民法715条)

新聞配達など、自転車を業務に使用している最中の事故については、その従業員を雇用する使用者に損害賠償責任が認められます。

業務中ではない通勤途中の事故については、自転車便の運転手が事務所に向かう途中の事故で使用者の責任を認めた裁判例はあります*1が、使用者の責任は認められない場合が多いようです。

自転車事故と保険



最近では、「自転車保険」として販売される保険も増えてきました。

このような「自転車保険」は、自転車事故等により被害者となった場合に支払いを受けられる「傷害保険」と、加害者となった場合の被害者への賠償金を負担してもらえ「賠償責任保険」を内容とするものが多いようです*2。商品によっては、自転車運転中の事故だけではなく、日常生活における事故も支払い対象とするものもあるようです。

「賠償責任保険」は、「自転車保険」に加入していなくとも、自動車保険や火災保険、借家人保険、一般の傷害保険に特約として付帯されている場合もあります。一般には「個人賠償責任保険」といわれるもので、自転車事故に限らず、ア

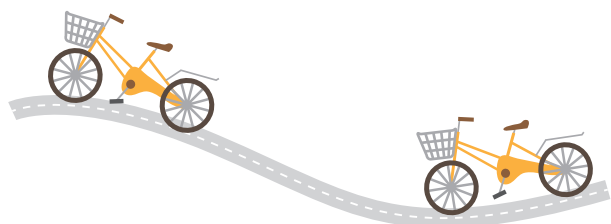
パートの水漏れで階下に損害を与えた場合など、個人が日常生活上、第三者の生命や身体、財物に損害を与え損害賠償責任を負担した場合に保険金を支払うことを内容としますが、「特約」であるため付帯されていることに気がつかないこともあります。事故が生じた場合には、まずは保険証書等をよく確認することが必要です。

また、これらの保険の契約者だけではなく、契約者と生計を同一にする親族の事故も補償対象とするものも少なくありませんので、同居の家族の保険もよく確認しましょう。

以上のほか、自転車に「TSマーク」が付いている場合には「TSマーク保険」が適用される場合があります。この保険も、TSマークが貼付された自転車^{ちようび}で他人にけがをさせた場合に支払い対象となる「賠償責任保険」と、TSマークが貼付された自転車搭乗中にけがをした場合に支払い対象となる「傷害保険」を内容とします。

TSマーク保険は、自転車安全整備士が自転車の整備・点検を行ってTSマークが貼付されてから1年間が有効期限です。1年に1回、整備・点検を受けなければ効力がなくなりますので注意が必要です。

自転車を運転する以上、自転車事故の加害者あるいは被害者になる可能性は常にありますので、いずれかの保険にきちんと加入しておくべきです。まずは、自分がどのような保険に加入しているのか、中身を調べてみることから始めましょう。



*1 東京地裁平成25年8月6日判決

*2 保険会社や保険商品の内容によって異なるので、加入前に必ず内容を確認すること。